

○豊明市生ごみ減量化容器等購入費補助金交付要綱

平成26年1月24日  
決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、有機循環推進事業及び環境保全対策として、家庭から排出される生ごみの減量化及びその有効利用を図るため、生ごみ減量化容器等の購入に対し交付する豊明市生ごみ減量化容器等購入費補助金(以下「補助金」という。)に関し、[豊明市補助金等交付規則\(昭和48年豊明市規則第34号\)](#)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「生ごみ減量化容器等」とは、[次の各号](#)のいずれかに該当する新品の専用容器のことをいう。

- (1) 生ごみ堆肥化容器 生ごみの減量・減容・堆肥化を目的とする非電動式の容器で、かつ、悪臭、害虫等を発生させない構造及び材質のもの
- (2) バケツ型生ごみ堆肥化容器 生ごみをバクテリアや発酵促進剤等により発酵、堆肥化させるための容器で、底があり、水抜きができて水分等が地中に浸透しないもの
- (3) 電動生ごみ処理機 微生物等の作用又は熱風等による乾燥により、生ごみを減量化又は堆肥化する電動式の機器で、耐久性があり衛生的で水分等が漏れない構造のもの

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、[次の各号](#)の全てに該当するものとし、1世帯につきそれぞれ1回を限度とする。ただし、使用不能と認められた場合又は特別な事情があると市長が認めた場合であって、[前条第1号](#)及び[第2号](#)に規定する容器については購入後1年、[前条第3号](#)に規定する処理機については購入後5年を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 生ごみ減量化容器等を購入し、これを生ごみの減量化又は堆肥化のために適切に使用し、かつ、管理している者
- (3) [豊明市暴力団排除条例\(平成24年豊明市条例第24号\)](#)に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、購入価格(容器本体に付属する基材等を含む。)の2分の1以内の額(100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、生ごみ堆肥化容器は、1世帯につき1個までとし3,000円を、バケツ型生ごみ堆肥化容器は、1世帯につき2個までとし1個につき1,000円を、電動生ごみ処理機は、1世帯につき1基までとし20,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生ごみ減量化容器等購入費補助金交付申請書([様式第1号](#))に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請の期限は、購入年度の3月31日までとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、[前条](#)に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、生ごみ減量化容器等補助金交付決定通知書([様式第2号](#))により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 [前条](#)の規定により補助金の交付決定を受けた者は、生ごみ減量化容器等購入費補助金交付請求書([様式第3号](#))により請求を行わなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第8条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により、補助金の決定又は交付を受けた場合、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月16日)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成29年6月30日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和3年10月21日)

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則(令和5年5月11日)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

[様式第1号\(第5条関係\)](#)

様式第1号(第5条関係)

生ごみ減量化容器等購入費補助金申請書

年 月 日

豊明市長 殿

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電 話

豊明市生ごみ減量化容器等購入費補助金の交付を受けたいので、豊明市生ごみ減量化容器等購入費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

補助事業の名称	豊明市生ごみ減量化容器等購入費補助事業	
事業の目的とその効果	生ごみを自家処理することにより有機循環の推進及び生ごみの減量化・再資源化を図る。	
購入価格 (消費税を含む)	金	円
交付申請額 (100円未満切捨て)	金	円
購入品目	<input type="checkbox"/> 生ごみ堆肥化容器	1 個
	<input type="checkbox"/> バケツ型生ごみ堆肥化容器	個
	<input type="checkbox"/> 電動生ごみ処理機	1 基
商品名		
添付書類	領収書等の写し	
誓約事項	<input type="checkbox"/> 私は、豊明市暴力団排除条例(平成24年豊明市条例第24号)に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有した者ではありません。	

備考 交付申請額は、購入価格(消費税含む。)の2分の1以内の額(100円未満は切り捨ててください。)で、生ごみ堆肥化容器については3,000円を、バケツ型生ごみ堆肥化容器については1個につき1,000円を、電動生ごみ処理機については20,000円を上限とします。

[様式第2号\(第6条関係\)](#)

様式第2号(第6条関係)

生ごみ減量化容器等補助金交付決定通知書

指令第 号  
年 月 日

様

豊明市長 

年 月 日付けで申請のありました、生ごみ減量化容器等購入費補助金の交付については、下記のとおり条件を付けて交付決定します。

記

- 1 補助事業の名称 豊明市生ごみ減量化容器等購入費補助事業
- 2 補助金交付金額  
交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 交付の方法 補助金交付請求後支払い  
(請求書提出後30日以内に口座振込みにより支払い予定)
- 4 交付の条件 この補助金は、申請書に記載された目的及び内容以外に使用してはならない。

[様式第3号\(第7条関係\)](#)

様式第3号(第7条関係)

生ごみ減量化容器等購入費補助金交付請求書

年 月 日

豊明市長 殿

申請者 住 所

氏 名

年度豊明市生ごみ減量化容器等購入費補助金を下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額	金 円
補 助 事 業 等 の 名 称	生ごみ減量化容器等購入費補助事業
交 付 指 令 年 月 日	年 月 日 指令第 号
交 付 決 定 額	金 円

口座振込み依頼書

振 込 先	金 融 機 関 名	
	預 金 種 類	
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ 口 座 名 義	
連 絡 先 電 話		

※申請者・口座名義人・領収書の宛名は、全て同一の氏名で記載してください。